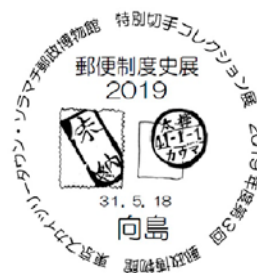


---

2019年度 第3回  
郵博 特別切手コレクション展  
**郵便制度史展2019**

展示作品解説パンフレット



主催

郵政博物館、特定非営利活動法人郵趣振興協会

展示団体

郵便制度史展 2019 実行委員会

後援

無料世界切手カタログ・スタンペディア株式会社

開催日時

2019年5月18日（土）13:00-17:30

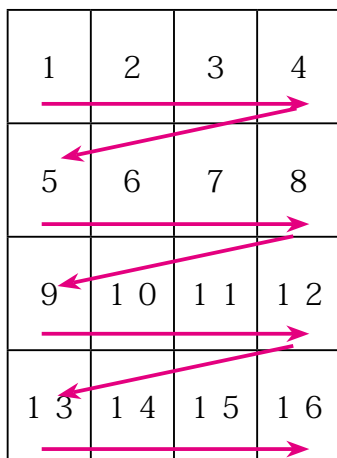
2018年5月19日（日）10:00-17:30

会場：郵政博物館

---

## 切手コレクションの観覧順序

展覧会に展示される切手コレクションは、「展示リーフ」という用紙に整理されて展示されています。この「展示リーフ」は16枚ごとにパネルに収められ、各パネルで以下の順で展示されています。



従いまして、各パネルにおいては、展示リーフは、上段から、左から右へと、ご覧ください。

なお、切手コレクションの整理方法には様々なやり方がありますが、この展示方法は、分かりやすさ・コストなどの点で現在最も普及している方法で、日本だけでなく、欧米、アジア、オセアニア、アフリカの各国でも同様の方法が採用されています。

作品をご覧になられてのご質問や切手収集に関するご質問については、場内におります主催者・展示者にどうぞお声がけください。

## 還付 (5)

片山 七三雄

本展示では、戦前のみ限定して還付(差出人戻)になった例を取り上げ、それぞれどういう理由で「還付」されたのか、還付の理由や還付のプロセスを可能な限りケーススタディします。比較参照のため、正常の郵便物や関連の郵便物を取り上げる場合もありますし、転送か還付かを選ぶ際に結果的に転送を選んだ例(小包)も含まれます。この還付の中でも最大の興味は、「還付不能」郵便物にあります。

## 樺太の郵便局 (3)

藤波 誠治

明治38(1905)年7月、日露戦争末期に日本軍の独立十三師団が樺太南部の亜庭湾に上陸し、7月8日にコルサコフ(大泊)、同10日にウラジミロフカ(豊原)を占領し、日本軍はさらに7月24日に北樺太に上陸、7月31日にはついにロシア軍を降伏させました。明治38年8月10日に発効したポーツマス条約では、北樺太をロシアに返還したものの、北緯50度以南は日本に割譲させました。また、第1次世界大戦では、大正9年から同11年にかけて、北樺太、沿海州に軍隊を派遣しました。その後、南樺太の日本人は徐々に増え続け、昭和20年8月には41万人に達していたのです。人口増に伴い郵便局開設も相次ぎました。

この展示では、明治38年の樺太占領から昭和20年に樺太から退去するまでの40年間の樺太の郵便局の変遷を紹介します。

## 金子書状、貨幣封入郵便と価格表記郵便（5）

石川 勝己

金子入り書状から価格表記、現金書留への変遷を要約した作品です。全般に料金よりも制度説明、変遷を重視しています。金子入り書状はその歴史、制度の仕組みと変遷に複雑なところがあるため、4フレームを当てています。いろいろな作品からの寄せ集めなので、リーフの題目など統一された形にはなっていませんので、その点はご容赦願います。

## 訴訟書類の郵便史（5）

岡本 哲

全日本切手展で金賞、国際切手展で大金銀賞を得た、訴訟書類と特別送達に特化した郵便制度史コレクションです。

今日の「特別送達」制度の前身である「訴訟書類」制度が始まったのは、明治24年7月1日のことですが、それ以前にもわが国には当然、司法制度は存在しており、一般の郵便制度を利用する形で、関係書類の送達は行われていました。

この作品では、「訴訟書類」制度発足前の明治6年以降における裁判所・検察関係書類の送達例に始まり、その後の「訴訟書類」制度の変遷を辿るとともに、戦後の新郵便法施行に伴う「特別送達」への制度変更までの一連の流れを時系列で示すこととしました。最終ページには特別送達制度の唯一ともいえる例外として、昭和22年の極東軍事裁判関係書類の使用例を提示しました。

## 戦前の欧文櫛型 JAPAN 印 (5)

杉山 幸比古

明治39年(1906年)1月1日より、和文櫛型印が導入されましたが、それに先立って1905年10月より、横浜局で欧文の櫛型印が使用され始めました。文献的には電信局を含め35局ほどが報告されていますが、その全てと未報告の数局を含め、様々なバラエティーを展示します。約30年にわたって使用された、このタイプの印には局毎に様々な物語が存在します。それらをお楽しみください。

## シベリヤ経由便の中国局媒介遞送 (1)

石代 博之

1917(大正6)年のロシア革命により、1922(大正11)年、ソビエト社会主義共和国連邦が成立し、これにより日本とソ連との間の国交は途絶えた。1923(大正12)年4月、中ソ間では、シベリア経由閉囊郵便交換を開始し、日本は日華郵便約定に基づき、5月30日よりシベリア経由便を長春で中華郵政(寛城子)と郵便交換をして、中国に郵便遞送を委託した。このうち寛城子の中継印は、1923(大正12)年12月26日まで押捺例が報告されており、中継印がない例として1924(大正13)年1月8日付が確認されたことからこの間に押印が省略されたものとみられる。中華郵政は哈爾濱でソ連と郵便交換を行うため、哈爾濱の中継印が押捺されている。内地発の閉囊郵便は、1924(大正13)年8月15日まで中華郵政と郵便交換が行われたが、これ以降は、ウラジオストク経由でソ連と郵便交換を開始したため中国局による媒介遞送は終了している。これは1925(大正14)年1月20日に日ソ基本条約や締結される5カ月前である。外地発(朝鮮・満鉄付属地・関東州)の閉囊郵便は、1926(大正15)年6月まで中国局の媒介遞送が行われており、内地発と外地発の中国局媒介遞送時期は異なるため、識別する必要がある。

---

**「満州国」建設に伴う臨時郵便取扱所（1）****石代 博之**

昭和6年9月18日に満州事件が勃発し、昭和7年3月1日に「満州国」が建国された。同年7月24日には「満州国」内の中華郵政が閉鎖され、昭和10年1月10日に「満華通郵協定」が成立するまでの間、「満州国」と中国本土間の郵便が断絶された。昭和7年11月に奉天の満州通信社から発行された「改訂増補 満州建国と五省の富源（四版）」の中に「第17章 満州国海関及郵政独立」の事項があり、その中に「(満州と中国本土間の郵便断絶に対処するため) 北京、天津、青島、南京、香港等其他各地の日租界には臨時郵便取扱所を設け、『満州国』郵便局をここに入れて一定の料金を支払い近海郵船（大正12年4月1日、日本郵船の近海内航部門を分離）に託送している」旨の記載がある。

近海郵船に託送された郵便は、関東州の大連まで遞送された。このため、遞送航路が確認できる DAIREN の書留外信書状を調査した結果、DAIREN(I)、DAIREN (II) 及び DAIREN (2) の書留ラベルを確認できた。この内、北京及び天津差出の書込みがある近海郵船に託送された郵便は、DAIREN (2) の書留ラベルが貼付されている。DAIREN(2) の書留ラベルは、DAIREN(I) 及び DAIREN(II) のラベルと同様の取扱いをされており、同じ DAIREN の欧文印で押捺されているため、近海郵船内部ではなく大連中央郵便局内で処理されたものと思われる。このため、通常の DAIREN の書留外信書状との識別が必要で、これは差出人の所在地記載に依存する。DAIREN(2) の書留ラベルは、中華郵政が閉鎖される以前から使用され、「満州国」建国後には既に準備されていた。

---

## 南満州鉄道付属地の行政権の移譲（1）

石代 博之

南満州鉄道付属地の行政権の移譲は、康徳4（1937）年11月5日に新京において「満州国に於ける治外法権の撤廃及南満州鉄道付属地行政権の移譲に関する日本国満州国間条約」が調印され実施されたものである。これにより日本国郵便切手類は、南満州鉄道付属地内において協定実施日（康徳4年12月1日）から3か月間すなわち康徳5年2月28日まで有効、交換は4か月間すなわち康徳5年3月31日まで有効となる。この間、「満州国」郵便切手類も当然ながら有効なため、日本国と「満州国」とのコンビネーション使用が存在する。おれは日支郵便規則により貼りかえられた使用例とは本質的に意味ないが異なるため識別する必要がある。

この作品は、南満州鉄道付属地内において上記3か月間に使用された、日本国郵便切手類を主体とし、移譲前との対比及び移譲後の受託外国郵便事務を概観することにより、行政権移譲に伴う事例を明確にすることを目的としている。

**速達郵便物上における「速達料金〇銭徴収」および「窓口」表示の研究 (1) 池田 健三郎**

日本の郵政当局は、1937(昭和12)年8月16日をもって、従来の「別配達・速達・内国航空」の3制度並存を改めて「全国を網羅する速達」として一本化し、今日に至る速達サービスの礎を築いた。速達制度全国実施による郵便通送スピードの急速化は、わが国郵便史上において極めて重要なサービス改革であり社会厚生を高める取り組みであった。それと同時に、利用者は、速達郵便物を郵便窓口で差し出すのみならず、ポストに投函することもできたので、利便性は高かったものと推定される。もっとも、増料金である速達料はやや複雑で、受取人の所在地により異なり、名宛人が郵便区市内(当該郵便物の配達担当局のエリア内)である場合には8銭であったが、郵便区市外については旧制度の別配達の名残から、配達局から8kmまでが30銭、さらに遠い場合には8km毎に25銭が加算されるという体系になっていた。

こうしたことから、郵便窓口で速達を差し出す場合においては、予め郵便局員が速達料金を調べ正当な料金を徴収することがほぼ可能であったものの、差出人がポストに直接投函する場合においては、料金計算を差出人に委ねる以上、必ずしも正しい料金が納付されるとは限らなかった。このため郵便局は、料金不足に起因するトラブルを回避する目的もあって、郵便窓口で差し出された速達郵便物と、ポストに投函されたものとを識別する必要が生じ、その具体策として、郵政当局は、郵便窓口での速達郵便物の引き受けに際し、「速達料金〇銭徴収」という表示を事務用印または手書きにより郵便物上に行うこととした。この表示方法は1年11か月の間、継続された後、1939(昭和14)年7月16日からは「窓口」という表示に変更され、これは大東亜戦争の戦況悪化に伴う郵便サービス簡素化の煽りを受けて速達のポスト投函が禁じられる1940(昭和15)年11月15日までの1年4か月間に亘り続いた。

本展示は、速達郵便全国化に伴い、それ以降ごく短期間のみ実施された、「速達料金〇銭徴収」および「窓口」表示に焦点をあて、その期間内に郵便窓口から差し出された速達郵便物を検証することにより、当該施策がどのようなものであったかについて、実際に通送された郵便物を用いて実証的に提示することを目的とする。



---

**バルト三国－日本間郵便 1905-1940 (1)****岩崎 朋之**

本展示は、日露戦争後の1905年より独立を喪失する1940年に至るまでの日本とバルト三国、相互間の使用例を示すものである。1918年以前のバルト三国は帝政ロシアの領有下にあるため、帝政ロシア領の本地域との相互間郵便となる。この時期、日本-ロシア間通信自体が少なく、その中でも、現在のバルト三国に該当する地域に宛てられた使用例は非常に少ないものとなる。1918年に独立を果たしたものの、小国のバルト三国と日本が通信を行う機会は少なく、いずれの国との使用例も少ないものである。独立期間はわずか20年程度と短期間であり、この短い期間に日本と通信が行われた実例は意義のあるものと言えるだろう。郵便制度における外国郵便の小さなひとこまとして、ご関心をお持ち頂ければ幸いである。

## 電報の系譜学 (1)

板橋 祐己

### 1. 大正時代の電信の概略

大正時代は日本電信事業史の上で、電信混乱と関東大震災の2つに特徴づけられる時代とされる。第一次世界大戦による好景気で通信需要が高まり、大正5年から9年にかけての期間が一般に電信混乱時代とされ、大正8年に利用通数はそのピークを迎えた。大正9年6月の料金改正で通数は鈍化した。通信輻輳が常態化するほどの電信需要があった。大正12年9月1日に東京・横浜を襲った関東大震災は皮肉にも日本の電信網、情報通信技術の優秀さを国内外に知らしめることとなった。震災復興期には、郵便切手と同じく、さまざまな民間印刷の電報送達紙が出回っている。大正時代は電報事務の省力化と大正6年には和文電報にタイプライターが初めて導入され、大正13年には音響通信に電信用タイプライターが採用されるなど、電信上の技術革新の時期でもあった。大正15年7月には通信建築で知られる東京中央電信局が竣工している。

### 2. 展示物の選定

本展示の主題は「激動」といわれる大正時代15年の歩みを電報送達紙で再構成することである。電報は電報頼信紙に電文が記入され、発信される。着信局では、電報著信紙に電文が記入され、電報送達紙に複写の上、著信紙が局内保管・送達紙が受取人に交付される。展示には必然的に多くの材料が現存する電報送達紙を中心に選定し、それらを通じて大正時代の電信史を再構成することとする。

### 3. 電信料金・制度の変遷

電報料金改正は、大正バブルによる物価上昇から大正9年6月1日に電報料金改正が一度行われているのみである。しかし電信は当時の社会の要請により数回の制度変更を実施している。これらの点は個々の電報の実例を通じて解説を試みたい。

## 小包送票と小包郵便（5）

加藤 秀夫

明治25年から始められた小包郵便は、当初大型の送票が使用され、小包郵便に添付されていました。明治31年、送票は小型化され郵便物への貼付となりました。小包郵便施行細則に掲載されていた送票の雛形は、明治33年10月の郵便法施行で公達に含められることになりました。本コレクションでは、国内で使用された小包送票を展示いたします。

## 未納・不足郵便（5）

加藤 明弘

郵便創業時から明治33年9月までの未納・不足郵便は、外国のように不足料切手が発行されなかったため、郵便税倍額の切手を郵便物に貼付して、年代毎に定められた消印を捺し、受取人から郵便税を徴収しました。明治33年10月1日からの未納・不足料分の郵便税切手は、郵便料金取立書に貼付し、日付印で抹消のうえ未納・不足印は郵便物の証示印としてのみ使用されました。明治15年12月末日までの官民往復未納・不足郵便に限り、2倍の税を払わなくてもよい規則になっていました。消印は筆消し、先拂又ハ不足、未納・不足（朱印）、未納・不足（黒印）、局名入り未納・不足印の5種類に大別できます。先拂又ハ不足と未納・不足（朱印）の使用期間は僅かながら重なり、未納・不足（朱印）の使用期間は2カ月弱と極めて短期間に終わりました。受け取り拒否便のいろいろな使用例を中心として単片・エンタイアを年代別に纏めて展示いたします。

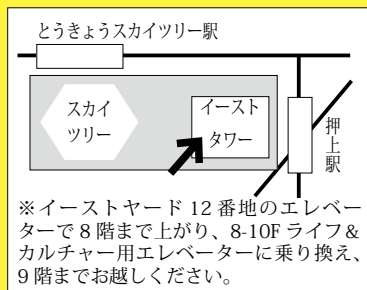
# 郵博 特別切手コレクション展

1902年(明治35年)に開館した「郵便博物館」に  
その起源を遡る「郵政博物館」で開催される特別展です

## 2019年度に開催予定の特別切手コレクション展一覧

開催期間	特別展名
4/19-21	前島密没後 100 年記念展 郵便の父・前島密翁の遺徳を偲び、関連郵趣品や博物館秘蔵の逸品を公開
4/27-5/6	改元記念・皇室関係フィラテリー展 平成の終焉と新元号への移行という節目に臨み、皇室関係の郵趣品を一堂に展示
5/18-19	郵便制度史展 2019 ポスタル・ヒストリーのメイン・ストリームを織りなすコレクションの数々
6/8-9	南方占領地のフィラテリー展 第二次世界大戦中に日本が南方占領地で発行した切手のコレクション
10/5-6	ステーションナリー展 わが国における「ステーションナリー」の最高峰コレクションが揃い踏み
10/12-13	第7回ヨーロッパ切手展 今年のテーマは「英国・英領」。国内外切手コレクターの力作が並ぶ。
10/19-20	製造面勉強会ワークショップ展 従来の製造面勉強会を展示中心のワークショップへと進化させた新形式の取り組み
2020年 2/1-2	第3回いずみ展 わが国郵趣グループのトップ・ランナーの実力がここに明かされる

特別切手コレクション展の開催時間は原則として午前10時～午後5時半ですが、初日だけ12時開始になる事が多いので、ホームページでご確認の上、お越してください。



### 郵政博物館への行き方

所在地 東京スカイツリータウン・ソラマチ9階  
※イーストヤード12番地のエレベーターで8階まで上がり、8-10Fライフ&カルチャー用エレベーターに乗り換え、9階までお越してください。

最寄駅 押上駅(東京メトロ半蔵門線、都営浅草線、東武スカイツリーライン、京成押上線)、とうきょうスカイツリー駅(東武スカイツリーライン)両駅から直結。

共催 郵政博物館、特定非営利活動法人郵趣振興協会

<http://kitte.com>